

## ↳ 相続により取得した建物

**Q** : 相続によって取得した建物の取得価額や減価償却はどのようになるのですか？

**A** : 原則として帳簿価額が引き継がれ、償却方法は(新)定額法の適用となります。

### 【解説】

被相続人の事業用財産を相続により引き継いだ相続人が、引き続き事業を行うことがあります。この場合の減価償却資産の取得価額は、その減価償却資産を取得した者が引き続き所有していたものとみなした場合における取得価額に相当する金額とされています。

したがって、被相続人の取得価額や取得日、耐用年数を適用するとともに、被相続人の帳簿価額も引き継ぐことになります。

ただし、償却の方法については、平成19年4月1日以後取得する建物については、旧定額法ではなく、(新)定額法によることとなっていますので、計算の仕方について注意が必要です。

なお、相続について、限定承認をした場合には、被相続人に対して所得課税が行なわれますことから、取得価額の引継ぎは行われず、相続時の時価が取得価額となります。

そして、この場合には、中古資産を取得したものと取り扱われることとなりますので、使用可能期間を合理的に見積もった年数又は中古資産の見積簡便法によって計算した年数をもって耐用年数とすることが認められます。

